○四国地方整備局告示第四十五号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十五年二月二十一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき告示する。

平成二十五年四月十一日　　四国地方整備局長　川﨑　正彦

建築基準法第68条の26第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合：嫌気ろ床担体流動循環方式

認定番号	浄化槽の名称	製造者の住所・氏名	工場の所在地及び名称
8－13－H－00302－3	ダイキ浄化槽　XC－10N型	愛媛県松山市美沢１－９－１　㈱ダイキアクシス　代表取締役　大亀　裕	愛知県知多郡美浜町大字北方字稲道11　大栄産業㈱　東海樹脂工場 愛知県知多郡美浜町大字北方字柿谷３－５　大栄産業㈱　東海マリン工場 北海道歌志内市字文珠159－９　大栄産業㈱　北海道工場 宮城県栗原市若柳武鎗字猿田沢15－43　若柳化成工業㈱ 栃木県芳賀郡益子町大字塙355　㈲協栄工業 大分県豊後大野市三重町百枝1247－１　大分工業㈱ 鹿児島県曽於郡大崎町菱田2918－１　南九州ニッコー㈱ 沖縄県中頭郡西原町字小那覇680　琉球設備工業㈱ 愛媛県東温市則之内甲2357－５　㈱ダイキアクシス　松山工場 長野県佐久市田口5574－２　㈱ダイキアクシス　信州工場 福島県福島市山田字赤仁井田100－７　㈱ダイキアクシス　福島工場

○四国地方整備局告示第四十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年四月十一日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

一　登録番号

四国地方整備局長　２

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社　香川県建築住宅センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	変更後	(2)　変更年月日
－	東山　敬一、岡野　謙吾、板谷　博	平成二十五年三月一日

国会事項

衆議院

議案提出

四月九日内閣から提出した議案は次のとおりである。

大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法案

被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の１部を改正する法律案

答弁書受領

四月九日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員赤嶺政賢提出共通番号制度により国民の利便性が向上する等とされている事務に関する質問に対する答弁書

参議院

議案受領（予備審査）

四月九日内閣から次の議案が送付された。

大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法案（閣法第四九号）

被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の１部を改正する法律案（閣法第五〇号）

質問主意書提出

四月九日議員から次の質問主意書が提出された。

少子高齢社会における独立行政法人都市再生機構の在り方に関する質問主意書（有田芳生提出）（第七六号）

答弁書受領

四月九日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員平山誠提出法曹養成制度検討会議及び法曹養成制度関係閣僚会議に関する質問に対する答弁書（第六六号）

参議院議員大野元裕提出宙に浮いた年金記録とその対処に関する質問に対する答弁書（第六七号）

参議院議員大河原雅子提出利根川・江戸川河川整備計画の策定に関する質問に対する答弁書（第六八号）

人事異動

人事院

（事務総局付）

合田　秀樹

職員福祉局参事官に併任する

（職員福祉局職員福祉課長）

松尾恵美子

職員福祉局参事官の併任を解除する（以上四月五日）

叙位・叙勲

○叙位

正七位

従四位に叙する

井上　満

竹田　修三

新倉　傳治

正五位に叙する（各通）

鶴田　哲郎

従五位に叙する

阿原　秀雄　五十嵐　剛　高橋　暲

森岡　正一　米田　一男

正六位に叙する（各通）

石田　昭二　石橋　正紀　稲垣　芳弘

浦　道雄　大橋　晃卓　鴨下　正幸

北原　富夫　國谷　勝　久保　隆志

小松　玉三　齊藤　和男　武安　正嘉

中澤仁一郎　濱野　壽宏　松田　勍司

宮内　福一

従六位に叙する（各通）

青田　則美　黒川　貞雄　黒木　実

湖山　傳　齊木　稔　下之薗文雄

玉木　幹久

（一等陸尉）

土川　裕人

長島　昭三　廣瀬三佐男　渡邉　啓市

正七位に叙する（各通）

小野原正英　中川　秀正

宮城　陽次　山下　厚

従七位に叙する（各通）（以上三月七日）

照山　正夫

従四位に叙する

大澤　基雅　岡部　英將　佐美三幸一

前田　登　松井　一雄　村上　岩雄

従五位に叙する（各通）